平成２５年（フ）第２０５号
大阪府高槻市登町18番Ｂ13―305号
債務者　山本　信良（旧姓河﨑）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０６号
大阪府大東市寺川２丁目１番14号
債務者　細川　　潤
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４３号
大阪市生野区中川西１丁目５番６号
債務者　黒川　　勲
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３８号
大阪市住吉区山之内５－３―91、住民票上の住所大阪市住吉区苅田４丁目９番１―1301号
債務者　永田　美香（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６３号
大阪市東淀川区西淡路１丁目10番10―1105号
債務者　北前　隆造
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６４号
大阪市東淀川区西淡路１丁目10番10―1105号
債務者　北前ひろ子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６４６号
大阪市住吉区杉本１丁目９番16―2403号
債務者　高田　利彦
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６３号
大阪市東成区大今里南１丁目２番12号
債務者　由木　敏子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２７号
大阪府茨木市真砂２丁目16番15号　ヌーベルハイム101号
債務者　髙橋　美貴
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５６号
大阪市西淀川区福町１丁目12番34―913号
債務者　中本　　悟
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６４号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目８番12号　陽だまり218号
債務者　立居場　博
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７６号
大阪府高槻市安岡寺町４丁目18番17号
債務者　依岡　麻由（旧姓山原）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７７号
大阪府高槻市玉川２丁目28番301号
債務者　水野　雅義
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７８３号
大阪市住之江区西住之江４丁目７番10―102号
債務者　山下　博子（旧姓脇）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３号
熊本市東区月出６丁目５番141―301号　メゾンキヨカ、前住所熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北１丁目19番14号
債務者　山田　智郎
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
青森県五所川原市中央５丁目44番地
債務者　北澤　寛樹
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
和歌山市築港１丁目６番地の27
債務者　山田　千代
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２４号
神戸市東灘区御影中町４丁目２番１号スマイリングライフ605号、従前の住所神戸市須磨区離宮西町１丁目２番20―303号
債務者　渡辺　律子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部